

公的年金制度について

厚生労働省年金局

公的年金制度の意義

(1) 年金制度の基本的な仕組み(世代間扶養)

年金制度は、老後生活を世代が順送りで支え合うとともに、若いうちに障害を負われたときやお亡くなりになった場合でも、本人や遺族の生活を支える重要な機能を果たすもの。

我が国の年金制度は、払った保険料を積み立てておき、老後にそれを支払うものではなく、その時々 of 現役世代の方が納めた保険料をその時々 of 高齢者の方に年金としてお渡しするもの。

また、社会保険方式をとる我が国の公的年金制度は、すべての国民の方々に保険料を負担していただき、それを財源として、老齢、障害、死亡による稼得能力の喪失または減退に対して、障害、死亡等に至った個々の事情によって区別することなく、過去に保険料を拠出した実績に応じた給付を行う保険制度である。

こうした世代間扶養の仕組みにより、賃金や物価の動向に応じた年金を一生涯受給できる。

つまり、親の世代の年金を支える保険料を納付する義務を果たした程度に応じて、子どもの世代に支えてもらえるという仕組み。こうした仕組みは、強制加入とすることによって機能することができる。

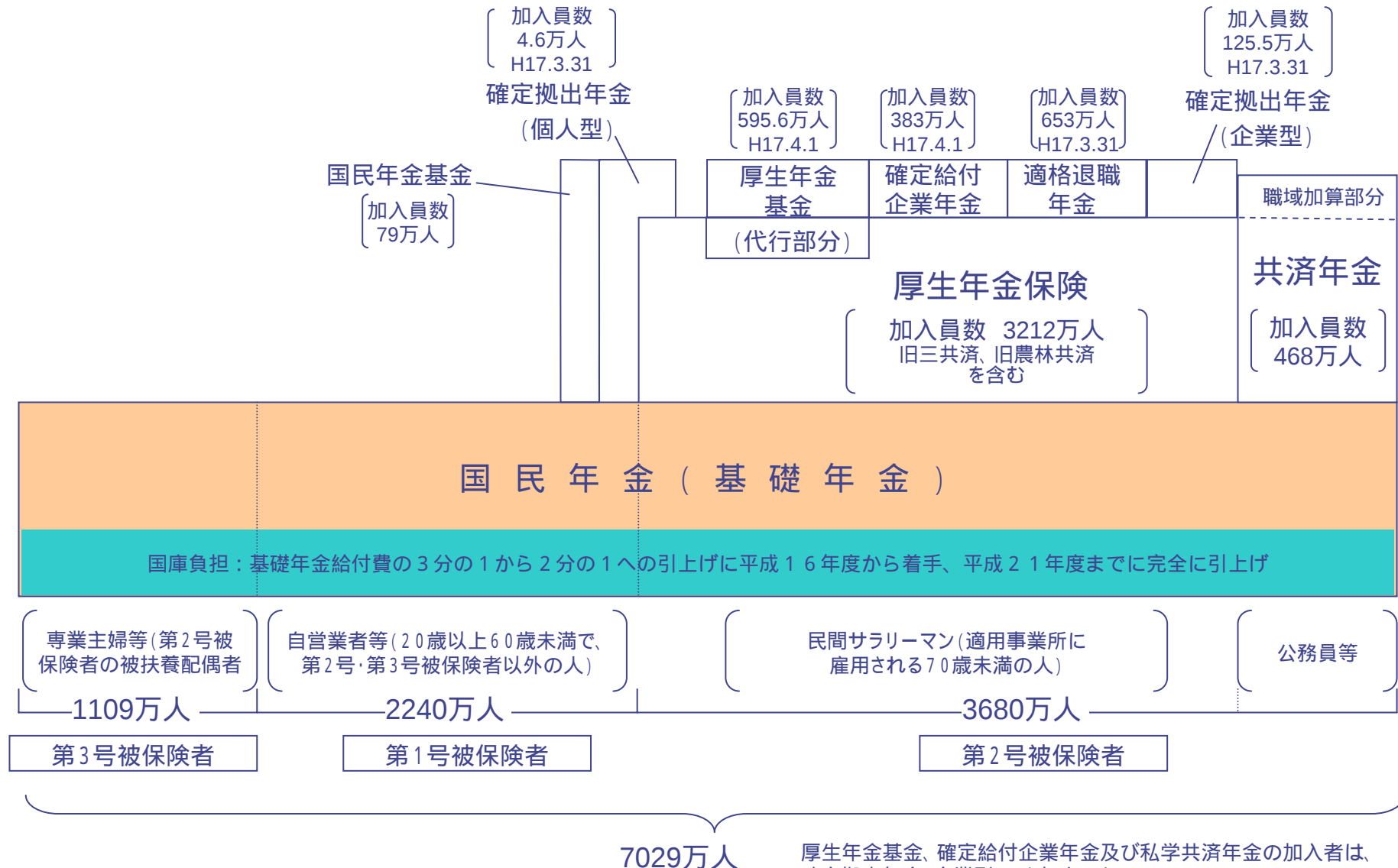
(2) 制度体系

全国民が国民年金の被保険者になり、全国民に共通する基礎年金が給付されるとともに、被用者(サラリーマンや公務員)は併せて厚生年金や共済組合に加入し各制度から報酬比例の年金が給付される。

なお、自営業者等は定額の国民年金保険料を負担する一方、被用者は報酬に比例した保険料を納め、基礎年金(国民年金)の費用も併せて負担する。また、被用者の被扶養配偶者(第3号被保険者。専業主婦等)については、配偶者の加入する被用者年金を通じて負担するため、個別に保険料を納付する必要はない。

年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成16年3月末)



厚生年金基金、確定給付企業年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
 国民年金基金の加入者は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。

国 民

○ 国民年金加入者数(平成15年度末)

7,029万人

国民年金第1号被保険者	2,240万人
被用者年金被保険者	3,680万人
国民年金第3号被保険者	1,109万人

○ 受給権者数(平成15年度末)

3,137万人(国民の4.1人に1人)

○ 高齢者世帯の所得の約7割は公的年金

高齢者世帯の所得(290.9万円)に占める

公的年金・恩給の割合 71.9%(209.3万円)

cf. 仕送り 0.3%(0.9万円)

(平成15年国民生活基礎調査)

○ 国民の7割が公的年金を軸に生活設計

(老後の生活設計の中での公的年金の位置付け)

ほぼ全面的に公的年金に頼る 29.0%(←18.4%)

公的年金を中心とし自助努力を組合せ

41.7%(←51.7%)

cf. 子どもなどによる私的扶養に頼る 2.3%(←3.9%)

(平成15年「公的年金制度に関する世論調査」)

(括弧内は平成5年調査)

○ 親との同居は減っているが年金給付があることで、現役世代も親の経済的な心配をせず安心できる

65歳以上の者のいる世帯のうち

三世帯世帯 54.4%(1975)→24.1%(2003)

65歳以上のみ世帯 15.0%(1975)→41.9%(2003)

○ 高齢化率の高い地域では家計消費の約2割を年金給付が支える

保 険 料

25.5兆円

(国民所得の約7%)

(平成15年度)

年 金 給 付

40.3兆円

(公的年金の給付費)

(平成15年度)

cf. 国の一般歳出

(平成18年度予算)

46.4兆円

○ 基礎年金(40年加入)

月額66,008円

○ 厚生年金(夫婦2人分の

標準的な年金額)

月額232,592円

(平成18年度)

年金制度

国 民 年 金 厚 生 年 金 共 済 年 金

積立金

(平成15年度末)

197.0兆円(簿価ベース)

195.6兆円(時価ベース)

厚生年金、国民年金の 年金積立金資産額

147.3兆円(簿価ベース)

145.6兆円(時価ベース)

→平成13年度から市場
運用に移行中

国 等

年金への国庫等負担

(平成15年度)

6.1兆円

公的年金制度の沿革

- 第1段階: 昭和10年代～20年代
被用者年金の創設
 - ・昭和16年 労働者年金保険法。対象は工場労働者(昭和17年施行)
 - ・昭和19年 厚生年金保険法に改称。適用対象事業所の拡大、対象者を事務職員、女子に拡大。
 - ・昭和29年 厚生年金保険法改正。給付体系を確立する一方、インフレ等に対応し、段階保険料方式を採用。
- 第2段階: 昭和30年代
国民皆年金体制の確立
 - ・昭和34年 国民年金法の成立
 - ・昭和36年 拠出制国民年金の発足

拠出制年金制度の確立

 - ・全員参加の社会保険方式の下で、保険料納付に対する権利としての年金の給付
 - ・これにより、すべての国民に老後保障の“機会の平等”を確保
- 第3段階: 昭和40年代～50年代半ば
高度成長に対応した給付改善
 - ・昭和48年 物価スライド、賃金再評価の導入
- 第4段階: 昭和50年代半ば～平成初年代
産業構造の変化に対応した制度間調整と制度の統合一元化、高齢化社会への対応
 - ・昭和60年 基礎年金の導入
 - ・平成6年 厚生年金(定額部分)の支給開始年齢引上げ
 - ・平成8年 JR,NTT,たばこ共済の厚生年金への統合(平成9年施行)
- 第5段階: 平成10年台～
急激な少子高齢化の中での制度の長期的、安定的な維持
 - ・平成12年 厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げ、厚生年金の給付水準の5%適正化
 - ・平成13年 農林共済の厚生年金への統合(平成14年施行)
 - ・平成16年 上限を固定した上での保険料の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入による給付水準の伸びの抑制及び給付水準の下限の法定、基礎年金国庫負担割合を平成21年度までに2分の1に引き上げる道筋を法律上明記、積立金の活用

○ 老齢年金の概要

・ 老齢基礎年金の支給要件

1. 受給資格期間

保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上あること。

(注) 合算対象期間

年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算には反映されない期間

例：海外在住期間、任意加入対象とされていた学生（平成2年度までの間）の任意未加入期間等

2. 支給開始年齢

65歳。

ただし、60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することができる。

・ 老齢厚生年金の支給要件

1. 60歳台前半の老齢厚生年金

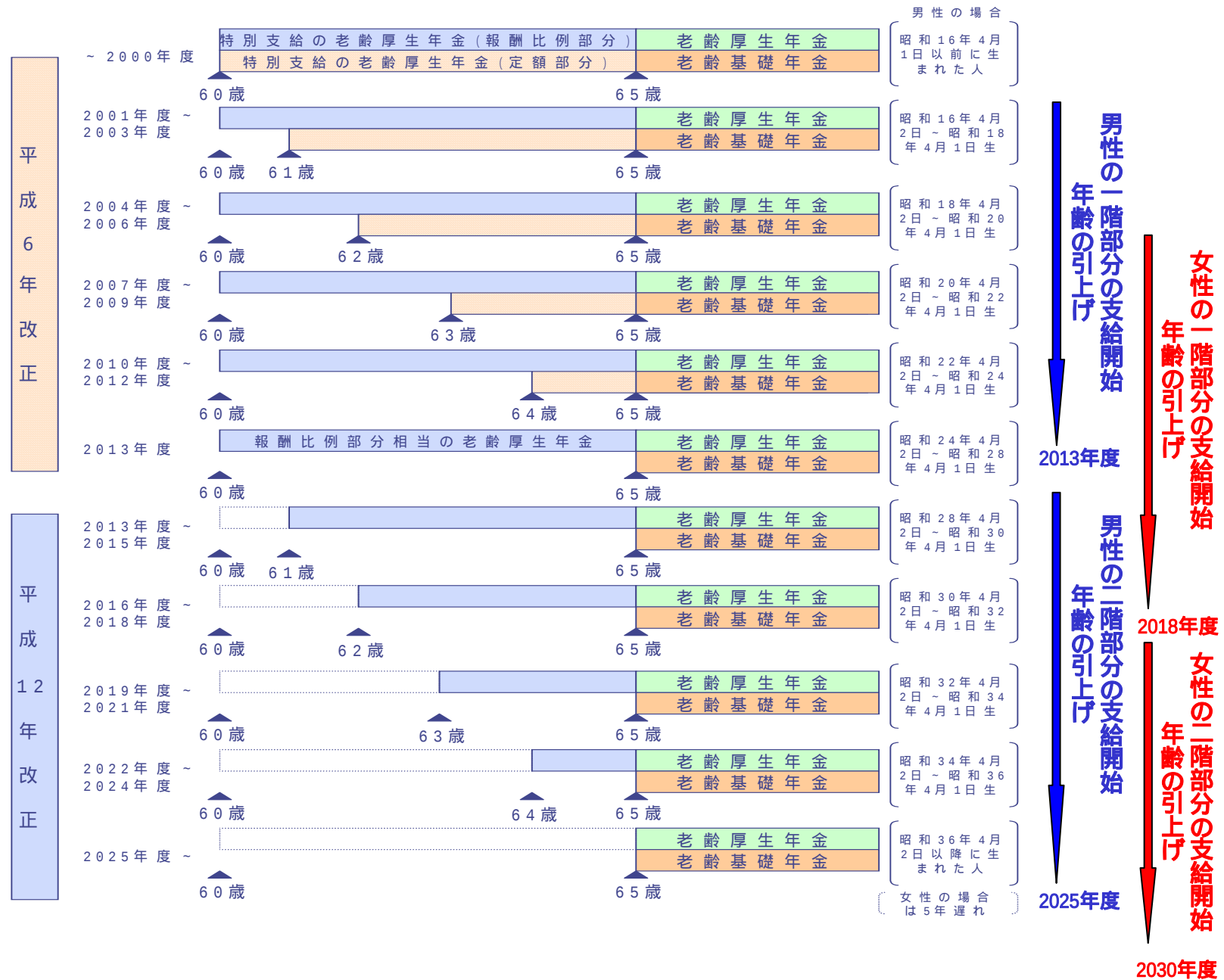
60歳（平成6年改正・平成12年改正により段階的に引上げ（次ページ参照））以上の者で、1年以上の厚生年金被保険者期間があり、老齢基礎年金の資格期間を満たしている者に対して支給される。

2. 老齢厚生年金

65歳以上の者で、1ヶ月以上の厚生年金被保険者期間があり、老齢基礎年金の資格期間を満たしている者に対して支給される。

ただし、60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することができる。

支給開始年齢の引上げのスケジュール



平成18年度の年金額について

- 1月27日、総務省より、平成17年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率はマイナス0.3%となった旨発表された。



- 年金額は、現役世代の負担とのバランスの観点から、前年の消費者物価が下落した場合には、それに合わせて引き下げるよう法律で定められており、平成18年度の年金額については、平成17年平均の全国消費者物価指数に合わせて0.3%引き下げる。

《平成18年度の年金額》（月額）

	平成17年度	平成18年度
〔 国民年金 老齢基礎年金：1人分 〕	66,208円	66,008円 (200円)
〔 国民年金 老齢基礎年金：夫婦2人分 〕	132,416円	132,016円 (400円)
〔 厚生年金 夫婦2人分の基礎年金を含む 標準的な年金額 〕	233,300円	232,592円 (708円)

（注）厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準

（参考）新しい年金額は平成18年4月分から適用され、受給者には6月に支給される。（4月及び5月の2か月分支給）

○ 障害年金の概要

・ 障害基礎年金

1. 支給要件

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日(ともに障害認定日という)に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

(注) 保険料納付要件

国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間が、

初診日の属する月の前々月までの保険料を納付しなければならない期間の3分の2以上あること、あるいは、初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がないこと。

2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき(障害認定日が20歳以後のときは障害認定日)に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

(注) 20歳前傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がない場合、所得が360.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、462.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

3. 年金額(平成18年度)

1級障害の場合 990,100円 + 子の加算額

2級障害の場合 792,100円 + 子の加算額

子の加算額: 第1子・第2子…各227,900円 第3子以降…各75,900円

・ 障害厚生年金

1. 支給要件

障害基礎年金の支給要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日(障害基礎年金と同じ)に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

(1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。)

(注) 障害手当金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

2. 障害等級の例

	障害基礎年金	障害厚生年金
1級	両手がない者、両足がない者、両眼の矯正視力の和が0.04以下の者、その他	障害基礎年金と同じ
2級	片手がない者、片足がない者、両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下の者、その他	障害基礎年金と同じ
3級	-	両眼の矯正視力が0.1以下の者、その他

(注) 障害等級の考え方

1級: 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害

2級: 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

3級: 労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

○ 遺族年金の概要

・ 遺族基礎年金

1. 支給要件

遺族基礎年金は、次の から のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

国民年金の被保険者

国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者

(注) 、 については、保険料の滞納期間が3分の1未満を条件とする。

なお、平成28年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。

老齢基礎年金の受給権者

老齢基礎年金の受給資格要件を満たした者

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

子のある妻

子(生計を同じくする父母がある間は支給停止)

(注1) 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

(注2) 「生計を維持されていた遺族」とは、死亡した被保険者と生計を同じくし、恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族という。

3. 年金額(平成18年度)

792,100円 + 子の加算額

子の加算額: 第1子・第2子…各227,900円 第3子以降…各75,900円

・ 遺族厚生年金

1. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

厚生年金保険に加入中に死亡したとき

厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき

(注) 、 に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。

1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき

老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている者が死亡したとき

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

子のある妻、または子(つまり、遺族基礎年金を受給できる遺族)

子のない妻 孫

死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母(支給開始は60歳から)

したがって、子のある妻または子には遺族基礎年金と遺族厚生年金の2つの年金が支給される。子のない妻、孫、夫、父母および祖父母には遺族厚生年金のみが支給される。

3. 現行の選択方法

高齢の遺族配偶者(自らの老齢年金受給権が発生した者)は、自らの老齢基礎年金を受給するとともに、報酬比例年金については、自らの老齢厚生年金と遺族厚生年金の二つの受給権を持つことになる。

現行制度においては、以下の3つの方法の中から選択することとなる。(を選択した場合に年金額が最も多くなるケースがほとんどであるため、大部分の人が を選択)。

遺族厚生年金のみを受給(配偶者の老齢厚生年金の3/4)

自らの老齢厚生年金のみを受給

遺族厚生年金の2/3(配偶者の老齢厚生年金の1/2)と自らの老齢厚生年金の1/2を受給

○ これまでの事業実績(平成15年度末現在)

・ 受給権者数

計 3,137万人(重複計上分を除いて算出)

厚生年金	2,315万人	国民年金	2,254万人
老齢	1,850万人(注)	老齢	2,061万人(注)
障害	46万人	障害	158万人
遺族	412万人	遺族	35万人

・ 受給権者平均年金月額

厚生年金		国民年金	
老齢	12.2万円(注)	老齢	5.2万円(注)
障害	10.3万円	障害	7.5万円
遺族	8.7万円	遺族	6.2万円

・ 年金総額

計 40.3兆円

厚生年金	24.7兆円	国民年金	13.9兆円
老齢	20.1兆円(注)	老齢	11.9兆円(注)
障害	0.4兆円	障害	1.4兆円
遺族	4.2兆円	遺族	0.3兆円

(注)通算老齢年金含む。

○ 他制度との併給調整の概要

- ・ 労働者災害補償保険法による年金給付と厚生年金保険法・国民年金法による障害・遺族給付との併給調整

同一事由について、労災保険法による年金給付と、厚生年金等による障害・遺族給付が全額支給されることは、同一事由についての二重の填補であり、不合理であるため、労災保険法による年金給付を減額して支給し、厚生年金等についてはそのまま全額を支給する。

- ・ 20歳前障害に係る障害基礎年金と労働者災害補償保険法による年金給付との併給調整

20歳前障害基礎年金の給付費は、国庫負担と現役被保険者の保険料により賄われており、20歳前障害者は保険料を納付していないことから、労災保険法による年金給付を優先的に給付し、労災保険法による年金給付の額が、障害基礎年金額よりも高い場合には、20歳前障害基礎年金の支給を停止する等の併給調整を行う。

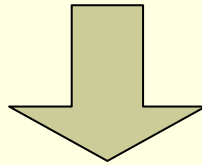
- ・ 老齢厚生年金と雇用保険の失業給付等との併給調整

両方の給付を合計した金額は、60歳以後就業し続ける場合の収入に比べ高額であること
老齢厚生年金は退職者に対する所得保障であり、引き続き就業しようとする人の所得保障を目的とする失業給付との併給は不合理であること
などから、老齢厚生年金と失業給付との併給調整を行い、高齢者の就労を支援する観点から失業給付の支給を優先し、65歳未満の人に支給される老齢厚生年金の支給を停止する。

(注) 犯罪被害者等給付金支給法に基づく遺族給付金及び障害給付金は、国民年金法等に基づく給付については、その調整の対象外としている。

犯罪被害者に対する公的年金給付

- 社会保険方式をとる我が国の公的年金制度は、すべての国民の方々に保険料を負担していただき、それを財源として、老齢、障害、死亡による稼得能力の喪失または減退に対して、障害、死亡等に至った個々の事情によって区別することなく、過去に保険料を拠出した実績に応じた給付を行う保険制度である。



- 被保険者が犯罪被害により障害を負われたり、亡くなったりした場合において、保険料納付要件などの障害年金や遺族年金の受給要件を満たした場合には、障害年金や遺族年金の給付がなされる。